

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴林福社会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 会長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし同日に業務にあたった場合は、勤務報酬のみとし出席報酬は支払われない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 会長が、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、月額15万円を上限に別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が会長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる

2 監事が、法人及び施設の指導検査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。ただし同日の理事会に出席した場合は、出席報酬は支払われない。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、

別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額できる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条

施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条

役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード等(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条

本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。